

令和9年度（2027年度）



保育施設入所案内



（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）

目次

1. 保育の必要性等について	… p.2
2. 途中入所申込方法・受付期間等について （令和9年5月から令和10年3月）	… p.4
3. 転園について	… p.7
4. 注意事項等について（申込時・入所後など）	… p.7
5. 令和9年4月1日入所申込方法・受付期間等について	… p.9
6. 記入例（入所申込書・保育給付認定申請書）	… p.13
7. 保育料等について	… p.15
8. 【参考】令和8年度 保育料徴収基準額表	… p.17
9. 長岡京市保育施設利用調整基準	… p.18
10. 認可保育施設一覧表	… p.20

認可保育施設に係る事業の種類について

施設の種類	事業の内容
保育所（園）	就労等で保育が必要な状態にある乳幼児の保護者の委託を受け児童を保育する施設です。
認定こども園（保育認定）	幼稚園の機能と保育園（所）の機能を併せ持つ施設です。 幼稚園部分（1号認定）の利用申込みは、各園が定める方法により直接、認定こども園に申し込んでください。
小規模保育施設	国や市で定められた基準を満たした0～2歳児を対象としている定員19人以下の保育施設です。

お問い合わせ先：

長岡京市子育て支援課 保育・幼児教育係 TEL：(075) 955-9518



市ホームページ

1. 保育の必要性等について

(1) 保育の必要性の認定基準

認可保育施設を入所・継続利用するには保護者のいずれもが下記の保育の必要な事由に該当し、家庭で保育することができず、市内に住所を有し居住する必要があります。

下記の条件を満たさない場合は、給付認定が受けられず、認可保育施設を利用することは出来ません。

また、現在、長岡京市では原則として、広域入所は受入れておりません。

入所日から施設利用中は児童が市内に住所を有し居住する必要があります。

また、保護者のいずれかが市内に住所を有し居住する必要があります。

保育の必要な事由	基準
① 就労	<u>月64時間以上</u> 、労働することを <u>常態</u> としている。 ※税情報等から就労の実績が確認できない場合は、別途、就労実績や収入等が分かる書類を求めることがあります。
② 妊娠・出産	妊娠中または、出産後間がない。 ※出産予定日前8週間（多胎児は14週間前）・出産後8週間
③ 疾病・障がい	疾病・負傷又は、心身に障がいがある。
④ 介護・看護	同居又は長期入院等している親族を <u>常時介護・看護</u> している。
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている。
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている。 ※求職要件での申込・給付認定は、 <u>年度内1回限り</u>
⑦ 就学	学校等に就学しているか、職業訓練等を受けている（月64時間以上）。
⑧ 虐待・DV	虐待・DVのおそれがある。
⑨ <u>育児休業の継続利用</u>	育児休業法又は就業規則等で定められた育児休業を取得する場合で、育児休業に係る子ども以外の保育施設継続利用が必要な児童。 ※ <u>育児休業での新規入所申込及び小規模保育施設卒園児以外の転園申込は不可</u>
⑩ その他	市長が認める上記の事由に類する状態にある。

(2) 保育給付認定

保育の必要性	年齢	認定区分	利用できる施設
あり	満3歳以上	2号認定	保育所（園） 認定こども園（保育部分）
あり	満3歳未満	3号認定	保育所（園） 認定こども園（保育部分） 小規模保育施設

(3) 保育の必要量・認定期間

保育の必要な事由	短時間	標準時間	主な認定期間
就労	○	○	小学校就学まで
妊娠・出産	○	○	出産日の 8 週間後が属する月の末日まで
疾病・障がい、介護・看護	○	○	小学校就学まで
災害復旧	○	○	小学校就学まで
就学	○	○	卒業・修了日が属する月の末日まで
虐待・DV	○	○	小学校就学まで
求職活動 (年度内 1 度限り認定)	○	—	入所希望日又は退職日の翌日から 2 か月後が属する月の末日まで
育児休業の継続利用	○	—	出産した子が満 2 歳を迎えた後の 4 月末日まで

※ 1 各種証明書類に記載された期日が先に到来する場合は、その期日までとなります。

※ 2 保育の必要量（標準時間・短時間）は、就労証明書等の書類から勤務時間や通勤時間を考慮のうえ、個別に認定します。希望により、短時間認定も可能です。

※ 3 児童が 3 号認定（満 3 歳未満）の場合、主な認定期間が「小学校就学まで」とあるものは、認定期間が「2 号認定（満 3 歳以上）の前日まで」となります。
満 3 歳を迎える前に 2 号認定の支給認定証を改めて交付します。

(4) 利用時間

保育施設の利用時間は、市の認定する必要量に基づき入所決定後の面接時に施設と相談頂き決定します。

認定された必要量の範囲内で、就労・通勤時間等を基に必要な時間が利用時間となります。原則、認定された保育の必要な事由がない日・時間は保育料の有無に関わらず家庭保育の協力をお願いしています。

短時間

午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分（最大 8 時間）の中で必要な利用時間

標準時間

午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分（最大 11 時間）の中で必要な利用時間

(5) 延長保育

【民間保育園・認定こども園・小規模保育施設】

延長保育の実施の有無、申込方法、延長保育料など詳細は各保育施設にお問い合わせください。

【公立保育所】

公立保育所のうち開田保育所と新田保育所では、保護者ともに就労等の事由で、保育の必要性がある場合のみ午後 6 時 30 分以降の最長午後 7 時 30 分までの延長保育を実施しておりますので、延長保育を希望する方は、入所決定後に別途保育所へお申込みください。

延長保育は、幼児教育・保育無償化制度の対象外のため、別途延長保育料が発生します。

2. 途中入所申込方法・受付期間等について（令和9年5月から令和10年3月入所）

（1）申込方法

申込みは、マイナンバーカードを用いた電子申請（マイナポータル・LINE）、子育て支援課保育・幼児教育係の窓口（市役所本庁舎3階）、郵送、にて受付けております。

当該入所日の申込期限内にお申込みください（郵送の場合は必着）。申込期限を超えた場合や書類の不備・不足があった場合は受付けできないため、選考対象外となります。

一度、提出のあった書類の返却はできません。入所申込以外で書類が必要な場合は、予めご自身で保存・複写をしてください。

【電子申請（マイナポータル・LINE）の場合】

市のホームページ（p.1のQRコード参照）から電子申請をご利用いただけます。

申請には保護者のいずれかのマイナンバーカードが必要となります。

【郵送の場合】

送 付 先：〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 長岡京市子育て支援課保育・幼児教育係

※ 簡易書留や特定記録郵便での郵送を推奨します（郵送事故など、不着についての責任は負いかねます）。

（2）申込期間（令和9年5月1日入所以降）

毎月、1日と16日の入所を実施しております（4月と3月の16日入所はありません）。

年度ごとに申込が必要となりますので、申込が必要な年度をご確認ください。

途中入所の各施設の空き状況は「ながすく！」のサイトにて随時、更新しています。

入所日	申込期限
1日入所	前々月の16日～前月の10日午後5時00分まで
16日入所	前月の1日～前月の25日午後5時00分まで



ながすく！

※ 申込開始の日が閉庁日の場合…直後の市役所開庁日が申込開始となります。

※ 申込期限の日が閉庁日の場合…直前の市役所開庁日が申込期限となります。

（3）申込に必要な書類

申込みには、入所希望児童1人につき以下の書類が1部ずつ必要です。

保育が必要な状況を証明する書類等は、保護者（父・母・パートナー、里親など）ともに書類の提出が必要です。

【必須書類】

- 1 申込書類を提出する方のマイナンバーカードなど（本人確認のため窓口にて提示）
※郵送の場合は両面の写しを同封
- 2 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- 3 保育施設入所申込書
- 4 保育が必要な状況を証明する書類【p.5別表参照】

【該当者のみ提出（**5**から**11**）】

- 5** 【育児休業の延長を許容できる方】 育児休業延長の許容に関する申出書
- 6** 【下記の内容に該当する方】 保育料算定に係る保護者又は家計の主宰者の収入等を証する書類や税の申告
- ※ 令和8年及び令和9年1月1日時点において、海外勤務等で国内に住所がないなど課税状況が把握できない方は、令和7年及び令和8年の収入等がわかる書類（海外勤務者賃金支払額証明書など）の提出が必要です。
- ※ 市区町村民税が非課税に該当する収入・所得の方につきましても、令和8年及び令和9年1月1日時点で住民票のあった市区町村へ市区町村民税の申告を行ってください。
- 7** 【発達支援保育を希望する方】 同意書及び専門機関等の意見書
- ※ 該当する専門機関等の意見書（こども家庭センター・療育機関・医療的ケアに係る書類）を提出してください。
- ※ 支援加配保育士の体制が整わない場合は、保育が開始できない場合があります。
- 8** 【入所日までに転入する方】 転入誓約書
- 9** 【代理の方が申請する場合】 委任状及び代理人の本人確認書類
- 10** 【転園申込の方】 退所届
- 11** p.18、p.19の「長岡京市保育施設利用調整基準【備考欄】」に記載の書類

【別表】

保育の必要な事由	必要書類
① 就労	<u>就労証明書（指定用紙）</u> 下記該当者は追加書類の提出が必要です。 ※<u>自営業の方、就労先の雇用主が二親等以内の親族の方</u> （就労証明書の就労状況に対して、収入状況を証明する下記のいずれかの書類を追加提出してください。但し、法人で税の申告をしている場合を除きます。） ・最新の確定申告書（控）、市民税・府民税申告書の写し、収入等が分かる書類のいずれか ・開業届書の写し（開業から税の申告期限に達していない場合のみ）またはその他事業を実施していることが分かる書類（委託契約書など）、および直近3か月の収入等が分かる書類 ・〔就労先の雇用主が二親等以内の親族の方〕労働条件通知書等（就労見込の場合のみ）や直近3か月の給与明細書など、給与が分かる書類 ※<u>変則勤務の方</u> ・随時、保育施設にシフト表等を提出してください。
② 妊娠・出産	親子健康手帳（保護者氏名と予定日の欄）の写し 又は 出産予定証明書 ※上記書類に「申込児童の氏名及び生年月日」を記載してください。
③ 疾病・障がい	診断書（<u>指定用紙</u>） 又は 障害者手帳の写し
④ 同居親族の介護・看護	介護・看護を受ける方の「介護保険被保険者証、障害者手帳の写し、診断書（<u>指定用紙</u>）」、または「ケアプランの写しなど看護・介護の頻度等がわかる書類」
⑤ 災害復旧	罹災証明書
⑥ 求職活動	「就労誓約書（<u>指定様式</u>）」と 「求職活動をしていることを確認できる書類（ハローワークカードの写しなど）」
⑦ 就学	「在学証明書」 と 「履修表（カリキュラム・時間割など）」
⑧ 虐待・DV	（虐待）児童相談所等の意見書 （DV）公的機関の証明
該当者のみ	<u>同一世帯</u>に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金を受給している方がいる場合は、「手帳や証明書の写し」を提出してください。

(4) 利用調整（選考方法）について

保育の必要性の認定基準に該当している児童について、入所申込書及び保育の必要性を確認する書類の内容に基づき、「長岡京市保育施設利用調整基準（p.18、p.19）」に沿って利用調整を行います。

調整基準に沿って保護者・児童の状況から算出した指数により、年齢別で合計指数の高い児童から、希望上位の受入枠のある保育施設に入所決定をします。

(5) 選考後について

【入所決定】

- ① 市役所開庁日の申込期限日の午後5時00分以降に選考します。
- ② 入所決定の際は選考後、入所意向の有無について、電話にてご確認ください。
- ③ 電話にて入所の意向を確認できた場合は入所日までに入所決定通知を郵送します。
- ④ 入所日までに市内に住所を有し居住する必要があります。

また、入所日から次の入所日（※）までに保育の必要な事由の条件を満たさない場合は、支給認定の取消しとなり退所となる場合があります。

但し、4月1日入所及び3月1日入所のみ入所月の末日までとなります。

（※）保育の必要な事由の例

就労：1日入所の場合、入所月の16日までに就労開始（復職）

16日入所の場合、入所翌月の1日までに就労開始（復職）

- ⑤ 新規入所の児童（転園児童含む。）については、保育施設での生活に慣れるように、1週間程度、利用時間を短くする「ならし保育」を行っています。

※ ならし保育の詳細については、各保育施設にお問い合わせ下さい。

【保留通知書等】

- ① 保留通知書等は各申込期限の約10日後に郵送します。
※ 市受付印後の入所申込書の写しも同封します。
- ② 申込後、入所保留となった場合は年度内の途中入所選考の対象となりますが、保留通知書等の送付は初回申込時のみとなりますので、注意してください。
※ 初回申込以降の保育申込の状況の証明が必要な場合は長岡京市 LINE 公式アカウント又は窓口にて「保育実施状況証明書」を申請してください。
- ③ 保留通知書の有効期限は令和10年3月31日までです。
但し、保育の必要な事由等が継続する限りとなります。
※妊娠・出産要件のみ、出産（予定）日から8週間後が属する月の末日までとなります。

(6) 入所後の提出書類について

入所決定時の状況	提出書類及び期限
育児休業等からの復職	「職場復帰証明書」を <u>復職後2週間以内に保育施設へ提出</u> ※p.8(2) 入所後の注意事項についての⑦をお読みください。
就労見込	「就労証明書」を入所日から1か月以内に保育施設へ提出
求職活動中	就労を開始する前に、「就労証明書」を保育施設へ提出
妊娠・出産要件での申込	出産日の8週間後が属する月の末日までに「次の保育の必要な事由の書類」を保育施設へ提出

3. 転園について

市内の認可保育施設に在籍している方の転園申込は、新規申込の方と同様の手続きとなります。

【年度当初の転園（4月1日入所）】

在籍している保育施設に申込書類を提出してください。

転園ができなかった場合は、引き続き在籍している園に通っていただくことになりますが、転園決定した場合には在籍している保育施設には戻れません。

【年度途中の転園（5月1日から3月1日入所）】

在籍している保育施設に卒を残したまま他の園への転園希望は受け付けていないため、転園申込時に在籍している保育施設の退所届を提出し、新規申込を行ってください。転園が決定しない場合、在籍している保育施設には戻れません。

4. 注意事項等について

(1) 申込時の注意事項について

- ① 必ず申込前に入所申込書類及び就労証明書の内容を確認してください。
- ② 申請内容は入所希望日以降の常態化する内容で提出してください。申込時点の状況ではないため、注意してください。
 - ※ 育児のための短時間勤務制度等を利用予定の方は、事前に職場等と調整のうえ「就労証明書 No. 12」に時間等を記載してください。
 - ※ 転職予定の方は、転職先の就労証明書を提出してください。転職前の就労証明書での申込はできません。
 - ※ 申込内容に変更がある場合は速やかにご連絡ください。
- ③ 保育の必要な事由を証する書類等は証明日から3か月以内の原本を提出してください。但し、入所申込児童が2人以上いる場合は、年齢が下の児童に原本を添付いただき、他の児童については写しでも構いません。一度、提出のあった書類の返却はできません。
入所申込以外で書類が必要な場合は、予めご自身で複写をしてください。
- ④ 保育の必要な事由は、入所日から次の入所日までに該当（4月1日入所及び3月1日入所のみ入所月の末日まで）しており、入所日時点で長岡京市内に住所を有し居住している必要があります。前記の条件を満たさない場合は支給認定の取消し等となり退所となる場合があります。
また、入所日以降の保育の必要な事由の変更又は就労時間の短縮など申込内容と異なる場合も同様です。
- ⑤ 出産予定日の8週間前（多胎児の場合は14週間前）及び8週間後が、他の保育の必要な事由期間内と重複する場合は妊娠・出産要件となります。
- ⑥ 入所希望日において、p. 20「認可保育施設一覧」の入所可能年齢に達していない施設を希望することはできません。
- ⑦ 申込書類等の記載内容について、ご不明点、確認すべき点がある場合は、職場やご家庭にお問い合わせをすることがあります。
- ⑧ 育児休業及び育児休業給付金等の延長に係る申請方法につきましては、就労先又は管轄のハローワーク等にご確認ください。
- ⑨ **【きょうだい児同時・同園申込をする方】**きょうだい児が別々の園になり、送迎の関係で就労時間の短縮など申込内容と異なる場合も支給認定の取消し等となり退所となる場合があります。

(2) 入所後の注意事項について

- ① 保護者の就労内容や保育の必要な事由等に変更が生じる場合には、内容変更前に保育施設へ「保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書、親子健康手帳、診断書など）」や「保育給付認定申請書（変更）」を提出してください。
- ② 保育が必要な状況の確認のため、年に数回、「就労証明書」等の保育の必要な事由が確認できる書類を求めます。
- ③ 家庭状況等に変更が生じる場合（離婚・婚姻・転勤・パートナー又は祖父母等との同居等）には、「保育状況等変更届出書」や「保育給付認定申請書（変更）」を提出してください。
- ④ 退所する場合は、退所日の1か月前までに在籍している保育施設へ退所届を提出してください。また、長岡京市内に居住しなくなった場合や保育の必要な事由がなくなった場合は、支給認定の取消し等となり退所となります。
- ⑤ 認定期間内に在籍施設を長期（概ね1か月以上）利用しない場合、退所となることがありますので、予め在籍施設に相談してください
里帰り出産に伴う欠席は、妊娠・出産要件期間中の最大8週間までであれば長期欠席を認めております。なお、休園制度はございませんので、欠席期間中も保育料は全額納付が必要です。
- ⑥ 休園日は日曜・祝日・振替休日・年末年始等ですが、気象警報発令時等は休園することがあるほか、在籍している方でも原則、保育の必要な事由がない日・時間は保育料の有無に関わらず家庭保育の協力をお願いしています。
- ⑦ 就労要件の場合、育休等取得月を除き、3か月以上は申込時の就労証明書通りの就労を行う必要があります。上記②に記載している保育の必要な事由が確認できる書類を確認する際に、申込時の通りに3か月以上の就労をしていないと判明した際は、退所となる場合があります。

(3) 妊娠・出産及び育児休業の継続利用に変更する方法

【妊娠・出産要件】

妊娠が分かったときは、出産予定日の8週間前（多胎児の場合は14週間前）までに「親子健康手帳の写し（保護者氏名と予定日の欄）に在籍施設名と児童名、生年月日を記載したもの」及び「保育給付認定申請書（変更）」を提出してください。

妊娠・出産要件での入所又は継続期間は、出産日の8週間後が属する月の末日までとなります。前記期間以降、保育の必要な事由がない場合は退所となります。

【育児休業の継続利用】

既に入所中の児童の保護者が新たに子を出生し、育児休業法又は就業規則等で定めた育児休業を取得する場合、出産した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月30日まで継続利用を可能としています。

育児休業に係る子ども以外の保育施設継続利用が必要な児童は、出産後8週間以内（父は育児休業開始日まで）に、「育児休業期間が記載された就労証明書」及び「保育給付認定申請書（変更）」を提出してください。

※ 利用時間は、育児休業開始日から「短時間」での利用のみとなります。

※ 育児休業の継続利用は、当市が独自に全年齢に拡大適用している保育の必要な事由です。

特別保育期間や申込保育期間（土曜日・お盆・年末年始など）は、保育料の有無に関わらず家庭保育の協力をお願いしています。

5. 令和9年4月1日入所申込方法・受付期間等について

(1) スケジュール

【令和8年】

11月1日(日)
～17日(火)

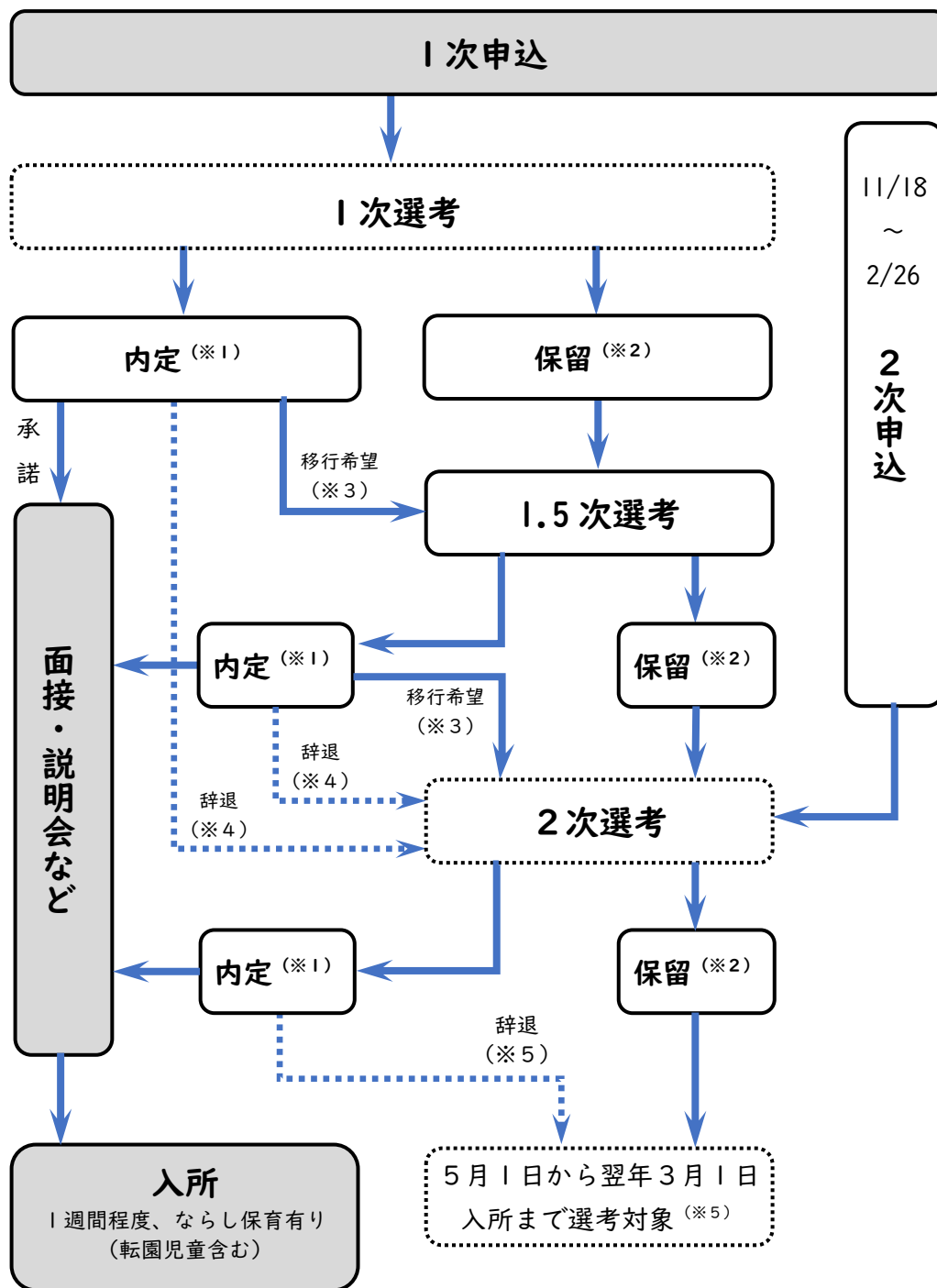
【令和9年】

2月上旬頃

2月下旬頃

3月上旬頃

4月1日(木)



※1 転園が決まった場合、在籍していた施設には戻れません。

※2 希望園の変更や追加、追加書類の提出等を受付けています。
2次選考後に保留の方は、翌年の3月1日入所まで選考対象となります。

※3 移行希望とは、下記①から③を選考対象（同園決定者を除く）としており、移行希望の手続きは不要です。
①きょうだい児が在籍する施設での入所決定ができなかった児童
②きょうだい同時申込の同園優先を選択しており、きょうだい同園決定できなかった児童
③転園が叶わなかった児童

※4 辞退の場合は、内定していた保育施設を2次選考で希望することはできません。
小規模保育施設卒園児のみ内定後の再転園希望（2次選考）も受付けています（優先選考無し）。

※5 2次選考内定後に辞退する場合は、4月1日入所の保留通知は発行できません。
申込を取下げた場合は、選考対象となりません。年度途中入所は再度、申込が必要となります。

(2) 申込方法

【新規入所希望の方】

申込方法：マイナンバーカードを用いた電子申請（マイナポータル・LINE）、もしくは郵送
※やむを得ず、電子申請ができない方のみ、下記(3)窓口申込期間に申込受付
申請書類提出先(郵送・窓口)：子育て支援課保育・幼児教育係（市役所本庁舎3階）

【市内認可保育施設からの転園希望（小規模保育施設卒園児含む）の方】

申込方法：在籍している保育施設へ提出（在籍施設から案内有）※電子申請、郵送受付不可

※一度、提出のあった書類の返却はできません。入所申込以外で書類が必要な場合は、予めご自身で保存・複写をしてください。

※申込内容に不備や不足書類がある場合

申込時に登録いただいたメールアドレス宛にメールまたはお電話等でお知らせします。対応期限を記載、お伝えしますので、期限までに対応をお願いします。期限までに対応いただけない場合、選考対象外となりますのでご注意ください。

(3) 申込期間（令和9年4月1日入所）

【1次申込（申込受付時間厳守）】

＜電子申請：マイナポータル・LINE（市ホームページから）、郵送＞

令和8年11月1日(日)午前10時00分から11月17日(火)午後5時00分まで

＜窓口申込＞※やむを得ず、電子申請ができない方のみ

令和8年11月12日(木)・13日(金)午前10時00分～午後5時00分

- ※ 受入予定枠は申込開始の11月6日頃に市ホームページにて掲載予定です。
- ※ 窓口申込の場合は、混雑を避けるため、書類の受付のみとなります。
相談は事前に済ませ、なるべく少人数でお越しください。

【2次申込（申込受付時間厳守）】

＜電子申請：マイナポータル・LINE（市ホームページから）、郵送＞

令和8年11月18日(水)午前10時00分～令和9年2月26日(金)午後5時00分まで

＜窓口申込＞

令和8年11月18日(水)～令和9年2月26日(金)午前8時30分～午後5時00分

(4) 申込に必要な書類

申込には、入所希望児童1人につき以下の書類が1部ずつ必要です。

保育が必要な状況を証明する書類等は、保護者（父・母・パートナー、里親など）ともに書類の提出が必要です。

【必須書類】※電子申請の場合：□2・□3・□5は入力、□4はデータ添付

□1 申込書類を提出する方のマイナンバーカード等

※電子申請の場合：写しの添付は不要

郵送の場合：両面の写しを同封

窓口申込の場合：本人確認のため窓口にて提示

□2 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

□3 保育施設入所申込書

□4 保育が必要な状況を証明する書類【p.5 別表参照】

□5 長岡京市 令和9年度4月1日保育施設入所申込に係る誓約書兼承諾書



市ホームページ

【該当者のみ提出（**6**から**12**）】※電子申請の場合、該当書類はデータ添付

- 6** 【郵送申込の方】110 円切手を貼った返信用封筒
- 7** 【育児休業の延長を許容できる方】育児休業延長の許容に関する申出書
- 8** 【p.5 の **6** に該当する方】保育料算定に係る保護者又は家計の主宰者の収入等を証する書類又は税の申告
- 9** 【発達支援保育を希望する方】同意書及び専門機関等の意見書（p.11(5)⑦確認）
- 10** 【令和9年4月1日までに転入する方】転入誓約書
- 11** 【代理の方】委任状及び代理人の本人確認書類
- 12** p.18、p.19 の「長岡京市保育施設利用調整基準【備考欄】」に記載の書類

(5) 4 月 1 日入所申込等の注意事項

- ① p.7「4. 注意事項等について」をご確認ください。
- ② 1 次申込又は 2 次申込期間内に申込を行っていただいても必要書類が揃わない場合や書類の内容に不備があった場合は、1 次選考又は 2 次選考の対象とはなりません。
- ③ 申請内容は 令和9年4月以降の常態化する内容で提出してください。申込時点の状況ではないため、注意してください（詳細は p.7「(1) 申込時の注意事項について」参照。）
- ④ 4 月 1 日までに長岡京市内に住所を有し居住している必要があります。
また、4 月 30 日までに保育の必要な事由の条件を満たさない場合は、支給認定の取消し等となり 退所となる 場合があります。

また、入所日以降の保育の必要な事由の変更又は就労時間の短縮など申込内容と異なる場合も同様です。

就労要件の場合、育休等取得月を除き、3か月以上は申込時の就労証明書通りの就労を行う必要があります。p.8(2) 入所後の注意事項について②に記載している保育の必要な事由が確認できる書類を確認する際に、申込時の通りに3か月以上の就労をしていないと判明した際は、退所となる場合があります。

（保育の必要な事由の例）

育児休業からの復職 : 4 月 30 日までに就労開始（復職）

5 月から3か月以上は申請時の就労条件で就労が必要

- ⑤ 出産予定日が令和9年2月4日から令和9年6月24日の方は、妊娠・出産要件での申込となります。
- ⑥ p.20「保育施設一覧」の入所可能年齢については、6 か月児（5 か月児・4 か月児・3 か月児）からの施設は誕生日が令和8年9月30日（10月31日・11月30日・12月31日）以前、生後57日目からの施設は令和9年2月3日以前の児童が、4月1日入所可能施設となります。
- ⑦ 【発達支援保育を希望する方】保育所を検討された段階で、こども家庭センターの保健師及び子育て支援課へご相談ください。支援加配保育士の体制が整わない場合は、保育が開始できない場合があります。
- ⑧ 育児休業及び育児休業給付金等の延長に係る申請方法につきましては、就労先又は管轄のハローワーク等にご確認ください。
- ⑨ 【きょうだい児同時・同園申込をする方】きょうだい児が別々の園になり、送迎の関係で就労時間の短縮など申込内容と異なる場合も支給認定の取消し等となり 退所となる 場合があります。

(6) 選考方法

- ① 「長岡京市保育施設利用調整基準（p.18、p.19）」に沿って、保護者・児童の状況から算出した指数により、年齢別で合計指数の高い児童から、希望上位の受入枠のある園に入所決定をします。
- ② **1次選考から2次選考の結果については、通知書**でご確認ください。電話での回答はしていません。
1次選考結果は2月1日(月)頃、1.5次選考結果は2月19日(金)頃、2次選考結果は3月9日(火)頃に発送予定です。1次選考結果が保留の方へは、1.5次選考以降につきましては、**内定時のみ通知を発送**いたします。
- ③ **2人以上のきょうだい児を同時に申込する方**の入所申込書において、「きょうだい同園決定を優先する」を選択する場合でも希望する園において希望者多数のため、入所決定が行えない場合や、きょうだい児で別園に決定する場合があります。
- ④ 市内小規模保育施設卒園児童は新規申込児童より**優先して選考します**。また、小規模保育施設卒園児のみ、内定後の再転園希望（2次選考）も受付けますが、**優先しての選考はありません**。
- ⑤ 市内小規模保育施設卒園児童で、在籍していた小規模保育施設の主たる連携施設(p.20 保育施設一覧表「入所連携施設」参照)を第1希望に記載した場合には、他の小規模保育施設卒園児童より**優先して選考します**。
- ⑥ 1.5次選考は、1次選考できょうだい同園希望や記載した全ての希望園の入所が叶わなかった方が対象です。

入所申込書 記入例

令和9年度	2027	生年月日
5歳児	令和3年（ 2021 年）	4月2日 ～ 令和4年（ 2022 年） 4月1日
4歳児	令和4年（ 2022 年）	4月2日 ～ 令和5年（ 2023 年） 4月1日
3歳児	令和5年（ 2023 年）	4月2日 ～ 令和6年（ 2024 年） 4月1日
2歳児	令和6年（ 2024 年）	4月2日 ～ 令和7年（ 2025 年） 4月1日
1歳児	令和7年（ 2025 年）	4月2日 ～ 令和8年（ 2026 年） 4月1日
0歳児	令和8年（ 2026 年）	4月2日 ～ 令和9年（ 2027 年） 4月1日
	令和9年（ 2027 年）	4月2日 以降

令和9年度 保育施設入所申込書

**保育児童台帳
(市使用欄)**

入所施設

必要量 標準・短 整理番号

長岡京市福祉事務所 様

記入のとおりに申し込まれます。
また、同居世帯の住民情報や利用調整及び保育料算定に必要な世帯主の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、生年月日、婚姻状況、職業、勤務先、通学先、通園先等を記入してください。

※(代表納付義務者)

・長岡京市内に住民票を有する保護者を記入してください。(在園のきょうだいがいる場合、先に登録された代表納付義務者を優先します。)

原則、家計の主宰者となります。

・記入いただいた保護者が転出等された場合には、代表納付義務者の変更など各種変更届が必要となりますのでご注意ください。

申込状況	新規申込	市内認可保育施設	市内小規模保育施設	在園中
申込日	令和8年11月10日	□	□	在園中
入所希望日	令和9年4月1日	□	□	在園中
住所	〒617-0000 長岡京市 開田 丁目番●号●●●マンション●●●号			

フリガナ

氏名 ナガオカ キョウコ

氏名 長岡 京子

氏名 ナガオカ アイコ

氏名 長岡 愛子

続柄

[本人]

[父]

[母]

生年月日

令和7年5月1日

昭和●年●月●日

昭和●年●月●日

性別

男 □ 女 □

電話番号 (必須)

- -

電話番号 (必須)

- -

同居家族(上記以外)の状況

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	性別	電話番号 (必須)	勤務先・通学先・通園先等
長岡 一郎	ナガオカ イチロウ	[兄]	昭和●年●月●日	男 □ 女 □	-	勤務先・通学先・通園先等 ●●小学校
長岡 花子	ナガオカ ハナコ	[祖母]	大昭和●年●月●日	女 □ 男 □	-	勤務先・通学先・通園先等 無職
						勤務先・通学先・通園先等
						勤務先・通学先・通園先等

希望年齢施設(入所可能年齢施設のみ)

希望年齢施設	希望年齢	希望年齢施設	希望年齢
第1希望	第2希望	第3希望	第4希望
第5希望	第6希望	第7希望	第8希望
第9希望	第10希望	第11希望	第12希望
第13希望以降			

※(希望施設)

・記入した希望施設以外は、定員に空きがあっても選考対象になりません。

・入所可能年齢に達していない施設は希望できません。

令和9年度

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

次のとおり、施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定(子ども、子育て支援法第20条第1項)を申請します。

また、通知が「教育・保育サービスの提供を受けるため、市が施設型給付費、地域型保育給付費等の支給認定に必要と市民税課税特例(同)居住世帯者を含む。」及び世帯情報を開業し並びに施設情報等に基づき決定した利用者負担額等の情報(施設型給付費、地域型保育給付費事業費)に対して提供することに同意します。

① 基本情報(児童1人につき1枚記入してください)

申込内容	☒ 新規 ☐ 変更	※変更の場合は ①②③ と変更があるところのみ記入してください。 ① の個人番号の記載は不要です。									
利用施設名	(フリガナ) ナガオカ キョウコ	生年月日	令和9年 4月1日現在			性別					
申請に係る児童の氏名	長岡 京子	更	7年	5月	1日	1歳	男・女				
(保護者) 申請者の氏名	長岡 愛子	個人番号									
連絡先		第1連絡先〔母〕	(●●-●●●●-●●●●)								
		第2連絡先〔父〕	(●●-●●●●-●●●●)								
住所	〒 617 - ●●●● 長岡京市開田●丁目●番●号 ●●マンション●●号										
支給認定番号	／／／／／／／／	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。									

② 居世帯の状況(申請に係る児童を除く。単身赴任者、祖父母、パートナー等含む)

(フリガナ) 氏名	申請児童 との続柄	生年月日	職業または 学校名等	同居・ 別居
(ナガオカ アイコ) 長岡 愛子	保護者1 〔母〕	平・昭 ●年●月●日 個人番号 ○●●●●●●●●●	パート	同(別)
(ナガオカ タロウ) 長岡 太郎	保護者2 〔父〕	平・昭 ●年●月●日 個人番号 ○●●●●●●●●●	会社員	同(別)
(ナガオカ イチロー) 長岡 一郎	兄	令・平・昭・大 ●年●月●日 個人番号 ○●●●●●●●●●	●●小学校	同(別)
(ナガオカ ハナコ) 長岡 花子	祖母	平・昭・大 ●年●月●日 個人番号 ○●●●●●●●●●	無職	同(別)
()		令・平・昭・大 年 月 日 個人番号		同、別
()		令・平・昭・大 年 月 日 個人番号		同、別

③該当する認定区分

保育の事由	無 (有)	認定	☐ 1号認定	満3歳以上就学前で、教育時間等の利用で、居看が必要な子ども	⇒裏面6へ
		区分	☐ 2号認定	満3歳以上就学前で、保護者の就労または疾病等の理由により居看が必要なし	⇒裏面4・5へ
		分	☒ 3号認定	満3歳未満で、保護者の就労または疾病等の理由により居看が必要なし	

※世帯状況など該当する場合は、□欄にチェックを入れてください。

- ☐ 支給認定の発行を希望しない ☐ ひとり親家庭 ☐ 生活保護受給中(年 月 日開始)
- ☐ 障害者手帳(身体・療育・精神)を有する(※) ☐ 障害基礎年金受給中(※) ☐ 特別児童扶養手当受給中(※)
- ☐ 令和8年1月1日他市区町村在住 ☐ 令和8年1月1日他市区町村在住 ☐ 令和9年1月1日他市区町村在住

※1 各書類の写しの提出が必要ですが、同一世帯に限る。

※2 申請の結果は、申請書の受付日から30日以内に通知します。ただし、新年度入所時については、この限りではありません。

教育・保育給付認定申請書 記入例

④・⑤は2・3号認定の方のみ、ご記入ください。

④ 保育の必要期間及び必要量・希望保育時間について

必要期間	令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 14 年 3 月 31 日
------	-----------------------------------

※ 必要期間の開始日について、新規の方は入所希望日、変更の方は保育の必要事由が発生した日をご記入ください。

必要期間の終了日について、就学前年度末又は保育の必要な事由の期限まで。

※※保育料の変更は、提出日の翌月1日からとなります。

必要量	☐ 短 時間 (8:00～16:00を <u>超えない</u> 。)	☒ 平日	7:30 ～ 17:30
希望利用時間	☒ 標準 時間 (8:00～16:00を <u>超える</u> 。)	☐ 土曜日	: ~ :

※ 具体的な保育時間は、就労状況や通勤時間等を考慮するため、保育施設と御相談のうえ、保育施設から決定されます。

※短時間(最大8:00から16:00)、標準時間(最大7:30から18:30)まで。

5 保育の必要な事由について(必要書類の添付がない場合には受付不可)

右欄に該当する主な項目 ひとつにチェックを いれてください	保護者1 〔父〕	保護者2 〔母〕	必要書類
就労	☒	☒	就労証明書(指定用紙) ※ 日雇業の方、就労先の変更が二親等以内の親族の場合は、「最新の確定申告書(控)」又は市民税・府民税申告書の写し」等に加えて添付して下さい。 ※ 変更勤務の場合には随時、保育施設に「シフト表等」の提出をお願いします。
妊娠・出産	☐	☐	次のうちいずれか1つ ◆親子健康手帳(保護者氏名と予定日の欄)の写し ◆出産予定証明書 ※ 上記書類に「申込児童の氏名及び生年月日」を記載してください。
疾病・障がい	☐	☐	次のうちいずれか1つ ◆診断書(指定用紙) ◆障害者手帳の写し
介護・看護	☐	☐	介護・看護を受ける方の「介護保険被保険者証、障害者手帳の写し、診断書(指定用紙)」または「ケアプランの写しなど看護・介護の頻度等がわかる書類」
災害復旧	☐	☐	罹災証明書
求職活動(年度内1回のみ)	☐	☐	誓約書(指定用紙)と求職活動をしていることが証明できる書類(ハローワークカードの写し等)
就学 卒業(修了)年月日 (年 月 日)	☐	☐	在学証明書と履修表(カリキュラム・時間割表) ※ 認定の有効期間は卒業(修了)予定年月日までとなります。
虐待・DV	☐	☐	(虐待)児童相談所等の意見書 (DV) 公的機関の証明
育児休業(継続児童のみ)	☐	☐	(育児休業取得期間が記載された)就労証明書(指定用紙) ※ 育児休業開始日から、 短時間での認定 となります。
その他	☐	☐	係員が指示する証明書

⑥ 1号認定の方のみ、ご記入ください。

提出書類	☐ 申請書類を提出する保護者の「個人番号カードの写し」又は「個人番号記載の住民票の写し及び運転免許証等の写し」を提出してください。 ☐ 1号認定の利用開始期間が記載された「入園証明書」等を提出してください。
施設名	利用開始予定日 年 月 日
令和8年1月1日時点の住所(※)	保護者1 [] 保護者2 []
令和9年1月1日時点の住所(※)	保護者1 [] 保護者2 []

(※)長岡京市内の場合は記入不要

7. 保育料等について

保育料は、国の徴収基準額表に基づき市が定めた保育料徴収基準額表（p.17）を参考に4月1日現在の年齢で決定し、月当初に在籍している児童の保護者から徴収します。16日入所及び15日以前の退所については、月額金額の半額としています。

- ※ 本市の保育料徴収割合は国基準保育料の80%程度に減額しています。
- ※ 保育料及び給食費は年度毎に見直しを検討しています。
- ※ 原則、保育の必要性がない日等で家庭保育をした場合の保育料減免や日割り等はありません。
- ※ 入所申込書にて代表納付義務者を届出いただきますが、在園のきょうだい児がいる場合、先に登録された代表納付義務者を優先します。代表納付義務者の変更する場合は、変更届が必要となります

(1) 算定基準について

- ① 児童の保護者又は家計の主宰者である同居者等の給与支払報告書（年末調整）や確定申告等に基づき決定された市区町村民税額（控除前所得割※）の合計によって算定しています。
（※住宅借入等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。）
- ② 市区町村民税が非課税に該当する収入・所得の方につきましても、令和8年及び令和9年1月1日時点で住民票のあった市区町村へ市区町村民税の申告を行ってください。
未申告など税額等が確認できない場合には、保育料等の最高所得階層（参考：標準時間 65,000 円）にて決定することがあります。
- ③ 保育料の決定は年度に2回行います（令和9年4月から8月分は令和8年度の市区町村民税額、令和9年9月から3月分は令和9年度の市区町村民税額で算定）。
- ④ 保育料決定後に市区町村民税額の変更が確認できた場合は、確認できた日の翌月から保育料を変更します。
- ⑤ 保育料の減免制度に該当する場合には別途、書類の提出が必要な場合があります。

(2) 祖父母等の同居世帯、ひとり親世帯、パートナー等について

祖父母等と同居等しているが、父母のみの収入で生計を維持している且つ非課税の場合において、継続的な収入が確認できる書類（直近3カ月の給与明細等）の提出があれば、保護者のみの市区町村民税額で保育料を決定しますので、該当する場合には子育て支援課保育・幼児教育係へ申出ください。

なお、世帯分離していても上記が確認できない場合や祖父母等の扶養となっている場合には、祖父母等の最多所得者を家計の主宰者とみなして、市区町村民税額を合計して保育料を決定します。

同様に、父母が離婚している場合や婚姻関係にない場合（パートナー等）であっても同居し生計を一にしていると判断される場合には、同一世帯とみなして保育料を決定します。

(3) 納付方法等について

保育施設	保育料 (0歳児から2歳児)	給食費 (3歳児から5歳児)
公立保育所	<u>市が徴収*</u>	
民間保育園	<u>市が徴収*</u>	施設が徴収
認定こども園	施設が徴収	施設が徴収
小規模保育施設	施設が徴収	

※ 保育料以外に必要な費用は各施設にお問い合わせください。

※ 納付方法は、公立保育所及び民間保育園の保育料は原則、口座振替となります。
その他については、各施設にお問い合わせください。

【公立保育所・民間保育園（保育料のみ）の口座振替手続きについて】

① 申込方法

「口座振替納付依頼書」を口座開設している下記の口座振替取扱い金融機関で手続きください。

手続きの際、納付義務者は入所申込書に記載した方と合わせる必要があります。
また、通帳及び口座届出印等のご用意も必要になります。

② 口座振替取扱い金融機関（令和8年1月1日現在）

*京都銀行、*京都信用金庫、*京都中央農協、*みずほ銀行、*りそな銀行、
*関西みらい銀行、*京都中央信用金庫、*近畿労働金庫、*ゆうちょ銀行（郵便局）

③ その他注意事項

- ・ 振替日は原則、各月末日で、再振替ができませんので残高不足にご注意ください。
- ・ 口座振替の登録が完了するまでは、各月中旬頃に送付する納付書にて、期限までに納付書に記載している取扱金融機関、取扱コンビニエンスストア、eL-QR（地方税統一QRコード）を利用した電子納付等で納付ください。

【保育料の滞納について】

保育料の支払いがない場合には、地方税の滞納処分の例により給与の差押等の滞納処分（差押実績例：給与、預貯金、生命保険、不動産等）を行うことがあります。納付についてのご相談は子育て支援課保育・幼児教育係までご連絡ください。

8.【参考】令和8年度 長岡京市保育料徴収基準額表（2・3号の月額）

階層 区分	定 義			3歳児未満 (0～2歳児クラス)		3歳児以上 (3～5歳児クラス)		
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯又は里親世帯			円	円	円	円	
B	市民税非課税世帯			0	0			
C	市 民 税 課 税 世 帯	所 得 割 課 税 額 (※2)	C1	均等割のみ課税世帯	9,100	8,900	0	0
			C2	10,000円未満の世帯	11,300	11,100		
			C3	10,000円以上29,000円未満の世帯	12,900	12,600		
			C4	29,000円以上48,600円未満の世帯	16,400	16,100		
			C5	48,600円以上58,000円未満の世帯	20,500	20,100		
			C6	58,000円以上70,000円未満の世帯	24,400	23,900		
			C7	70,000円以上97,000円未満の世帯	28,900	28,400		
			C8	97,000円以上106,000円未満の世帯	35,500	34,800		
			C9	106,000円以上134,000円未満の世帯	39,800	39,100		
			C10	134,000円以上187,000円未満の世帯	44,500	43,700		
			C11	187,000円以上248,000円未満の世帯	50,600	49,700		
			C12	248,000円以上301,000円未満の世帯	55,300	54,300		
			C13	301,000円以上351,000円未満の世帯	60,000	58,900		
			C14	351,000円以上397,000円未満の世帯	62,900	61,800		
			C15	397,000円以上の世帯	65,000	63,800		

※ 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書の「市民税税額控除前所得割額」等を参照ください。

(1) 長岡京市認可保育施設保育料の減免制度

1	同一世帯で2人以上の児童が認可保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所（園）施設等を利用している場合 ※市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合のみ未就園又は認可外保育施設等に在籍している子どもも算定対象 ⇒ 第2子は表中の金額の半額、第3子以降は0円となります。
2	市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は上記の表の半額、第3子以降は0円となります。
3	ひとり親世帯や障がい者手帳を有する世帯などで、市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の場合 ⇒ 第1子は上記の表の半額（9,000円を上限とします。）、第2子以降は第1子の児童の年齢にかかわらず0円となります。
4	市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯かつ18歳未満の児童が3人以上いる世帯の場合 ⇒ 第3子以降の場合は0円となります。

(2) 給食費について

3歳児クラス以上については、給食費（主食及び副食費）が別途必要となります。

ただし、上記「保育料の減免制度」の1～4に該当する場合は、副食費が免除されます。

（1・4は当該児童が第3子以降の場合、2・3は第1子から）

(3) 延長保育料について（公立保育所2施設の場合）

開田保育所および新田保育所にて延長保育を必要とする児童には、上の表の階層区分に応じ、右の表の金額（月額）を加算します。

階層区分	午後7時まで	午後7時30分まで
A	0 円	0 円
B	1,000	2,000
C1からC4まで	2,000	4,000
C5からC15まで	3,000	6,000

9. 長岡京市保育施設利用調整基準(令和9年度4月1日入所以降の利用申込に適用)

(I) 基本指数表

保育所(園)、認定こども園(保育認定)及び家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(当該事業所の従業員が利用する場合を除く。))をいう。)の利用調整は、本基準に基づき行うものとする。
申し込みに係る提出書類等から客観的に把握・証明された事項について指数化し利用調整を行うものとする。

(1) 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者(父・母、またはその他の保護者)が保育できない状況	指数
1	①就労	就労 (※1～※3)	月20日以上かつ週40時間以上、または週5日以上かつ1日8時間以上の労働を常態とする	40
2			月20日以上かつ週35時間以上、または週5日以上かつ1日7時間以上の労働を常態とする	35
3			月20日以上かつ週30時間以上、または週5日以上かつ1日6時間以上の労働を常態とする	30
4			月16日以上かつ週24時間以上、または週4日以上かつ1日6時間以上の労働を常態とする	25
5			上記には当てはまらないが月64時間以上の労働を常態とする	20
6	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週間)、出産後8週間の期間で保育を必要とする(※4)	30
7	③疾病・障がい (※5)	疾病など	疾病など(難治性の疾病を含む)により、概ね1か月以上の入院または入院に相当する治療を要し、日中に看護・介護が必要な状態により保育できないものと医師が判断するもの	40
8			疾病など(難治性の疾病を含む)により、概ね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより保育できないと医師が判断するもの	27
9		障がい (※5)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40
10			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30
11			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20
12	④介護	介護・看護等	常時、臥床者、重度心身障がい者(児)の看護・介護や、入院の付添いをしている	35
13			常時、障がい者(児)の看護・介護や、通院・通所・通学の付添いをしている	25
14			常時、家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15
15	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50
16	⑥求職活動	求職	求職活動中である	8
17	⑦就学	就学 (※6)	月64時間以上学校教育法に定められた学校に就学しているか、職業訓練を受けている	30
18			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	20
19	⑧育児休業(小規模卒園児のみ)		育児休業中の認可保育施設の継続利用のための転園申込(※7)	20
20	⑨その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が認める場合(DV・虐待など)	(※8)

【備考】

※ 複数の事由に該当する場合は、点数が高い方を上限に採用する。給付認定の事由は原則、ひとつとします。

(※1) 就労時間等就労状況については、雇用先(個人事業主等自営業者は本人。)が入所希望日以降に常態化された就労時間(休憩時間含む)で証明した就労証明書で判定する。なお、育児短時間勤務等を取得する場合はその就労時間で判定する。

(※2) 保護者が事業主で税法上の控除対象となっている場合、または、雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が控除対象(事業専従者控除を含む。)となっている場合、就労状況と収入に整合性がない場合は、調整指数表のNo.1と合わせて判定する。

(※3) ①就労の事由かつ③疾病・障がい(または④介護の事由)に該当する場合は指数の高い方を採用し、調整指数表のNo.2と合わせて判定する。

(※4) 入所希望月において出産予定日前8週間(多胎児の場合は14週間)、出産後8週間に該当する場合には、他の事由の有無に関わらず、この項目に該当となる。

(※5) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含む(障害者手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定する。)。

(※6) 就労事由(64時間以上)も兼ねる場合、就学及び就労時間が書類等で確認できれば、各々の時間を合算する。合算した時間を基に、①就労の「労働を常態」を「労働及び就学を常態」と読み替える。

(※7) 入所希望月において育児休業中の場合には、他の事由の有無・就労日数・時間に関わらず、この事由に該当となる。

(※8) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断する。

(2) 調整指数表

No.	事由	調 整 内 容	指数
1	就労条件	週35時間以上の就労で、「保護者が事業主で税法等の控除対象となっている」「就労先の雇用主が保護者の二親等以内の親族で当該保護者が税法等の控除対象(事業専従者控除を含む。)となっている」「就労見込」など、就労状況と税情報等に整合性がない又は就労状況が確認できない場合など(※9)	-5 又は -10
2		①就労の事由かつ③疾病・障がい(または④介護の事由)に該当し、基本指数が35以下の場合(※10)	10
3		福祉・介護職員(有資格者)として市内の介護保険事業所または障がい福祉サービス事業所で勤務する場合で、基本指数が35以下の場合(※10)	10
4		市内の認可保育施設で保育士以外として勤務する場合、または、保育士(みなし保育士含む。)として市外の認可保育施設で勤務する場合(※11)	5
5		保育士(みなし保育士含む。)として市内の認可保育施設で勤務する場合(※11)	10
6		産後休暇や育児休業等から休業等以前と同一の職場に復職する場合(※12)	2
7	申込児童の状況	入所児童自身の疾病・障がい等の状況により、医療的ケアや発達支援保育を必要とする場合(※13)	12
8		申込日時点で本市に入所児童の住民票があり、且つ保護者が申込時点から入所希望日まで継続して同一の保育事由を有し、「市外の認可保育施設に1か月以上広域入所している場合」、又は「認可外保育施設に1か月以上入所している場合」(※14)	3
9		申込日時点で本市に入所児童の住民票がなく、且つ保護者が入所希望日まで継続して同一の保育事由で、「認可保育施設に1か月以上入所している場合」、又は「認可外保育施設に1か月以上入所している場合」(※14)	2
10		申込日時点で入所希望日と同一の保育事由があり、保育施設の一時預かり、または幼稚園の預かり保育を申込締切日の月初以前に利用している場合(※14)	1
11		申込児童が多胎児である場合	1
12		令和7年度以前に深田保育所又は家庭的保育園ビキニーハウス入所の児童が、仮園舎又は施設移転を理由に転園を希望する場合(※15)	3
13	きょうだいの状況 (2・3号認定)	既にきょうだいが利用中の保育施設と同じ施設を第一希望とする場合(※16)	6
14		きょうだいが同時に申し込み、かつ同じ保育施設を第一希望とする場合(※16) (令和8年度深田保育所卒園児のきょうだい児で令和8年度に同施設に入所した児童が、仮園舎を理由に転園を希望する場合についても適用する。)	4
15		前年度の年度当初選考で、きょうだい同園希望が叶わず、申込日時点で別々の施設を利用している場合(※16)	4
16	世帯の状況	ひとり親(母子家庭・父子家庭)の場合(別居かつ離婚調停中の場合を含む)(※17)	50
17		生活保護受給世帯で就労している。または、就労が見込まれる(就労証明書等の提出がある)場合	20
18	その他	倒産等、本人の意思に関わらずやむを得ず失業し、職業安定所を通じて求職している場合(※18)	14
19		保育料等を2か月以上滞納している場合(卒園児・過去のものも含む)	-15
20		両親(里親・特別養子縁組は両親とみなす)共に不存在で別の者が養育を行っている場合	50
21		保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる場合	-35

【備考】

- ※ 該当する全ての項目で加減算を行う。
ただし、調整指数表の「No.8から10」と「No.13と14」、「No.16と17」については、それぞれ高い方の指数を適用する。
- (※9) 基本指数が35の場合は調整指数を「-5」、基本指数が40の場合は調整指数を「-10」とする。税情報、その他給与(収入)の分かる提出書類(雇用契約書、求人票など)で判断する。
- (※10) 基本指数が35の場合は調整指数を「5」とする。なお、「福祉・介護職員」とは、高齢者または障がい者(児)を直接介護・支援する有資格者(調理・事務職員などは除く。)で、就労証明書の備考(No.18)に、「福祉・介護に関する有資格者としての勤務実態有(予定含む)」の記載がある場合に適用する。
- (※11) 保育士については、保育士証の写しの提出があり、就労証明書に、「保育士等としての勤務実態有(予定含む)」の記載がある場合に適用する。
みなし保育士については、幼稚園教諭、看護師、准看護師、小学校教諭の資格書の写しの提出があり、就労証明書に、「保育士等としての勤務実態有(予定含む)」の記載がある場合に適用する。
- (※12) 父母どちらか一方のみに加点する。また、就労証明書とともに提出された確定申告書や開業届の写し等から、当該項目に該当することが明らかでない自営業者等についても適用する。
- (※13) 同意書(指定様式)および専門機関等の意見書(指定様式)の提出があり、支援保育が必要と判断された場合に適用する。
- (※14) 申込日直近月の在園証明書又は支払いのわかる書類の写し(領収書写しなど)(※No.8・9は1か月以上入所していることが分かるもの)および保育事由を証する書類(就労実績が記載された就労証明書など)の提出がある場合に適用する。なお、求職活動中および育児休業期間中の利用には適用しない。No.9「認可保育施設に1か月以上入所している場合」においては、「同一の職場で勤務する場合」に適用する。
- (※15) 小規模保育施設(家庭的保育園ビキニーハウス)卒園児は除く。
- (※16) 申込書の第一希望欄に別施設を記載する場合には、指数を半減する(月齢でやむを得ない場合を除く。)。なお、きょうだい同時申込において、いずれかの児童が小規模保育施設の卒園児である場合には、他の児童には調整指数表のNo.13を適用する。
- (※17) 離婚調停中などについては、裁判所からの通知書などの公的な証明書類の提出がある場合に適用する。
なお、入所日までに離婚が成立し別居していない場合は、保護者共に保育料の算定対象となります。
- (※18) 離職票等の書類で会社都合により失業したことを確認でき、かつ求職活動を証明できる公的な書類の提出がある場合に適用する。

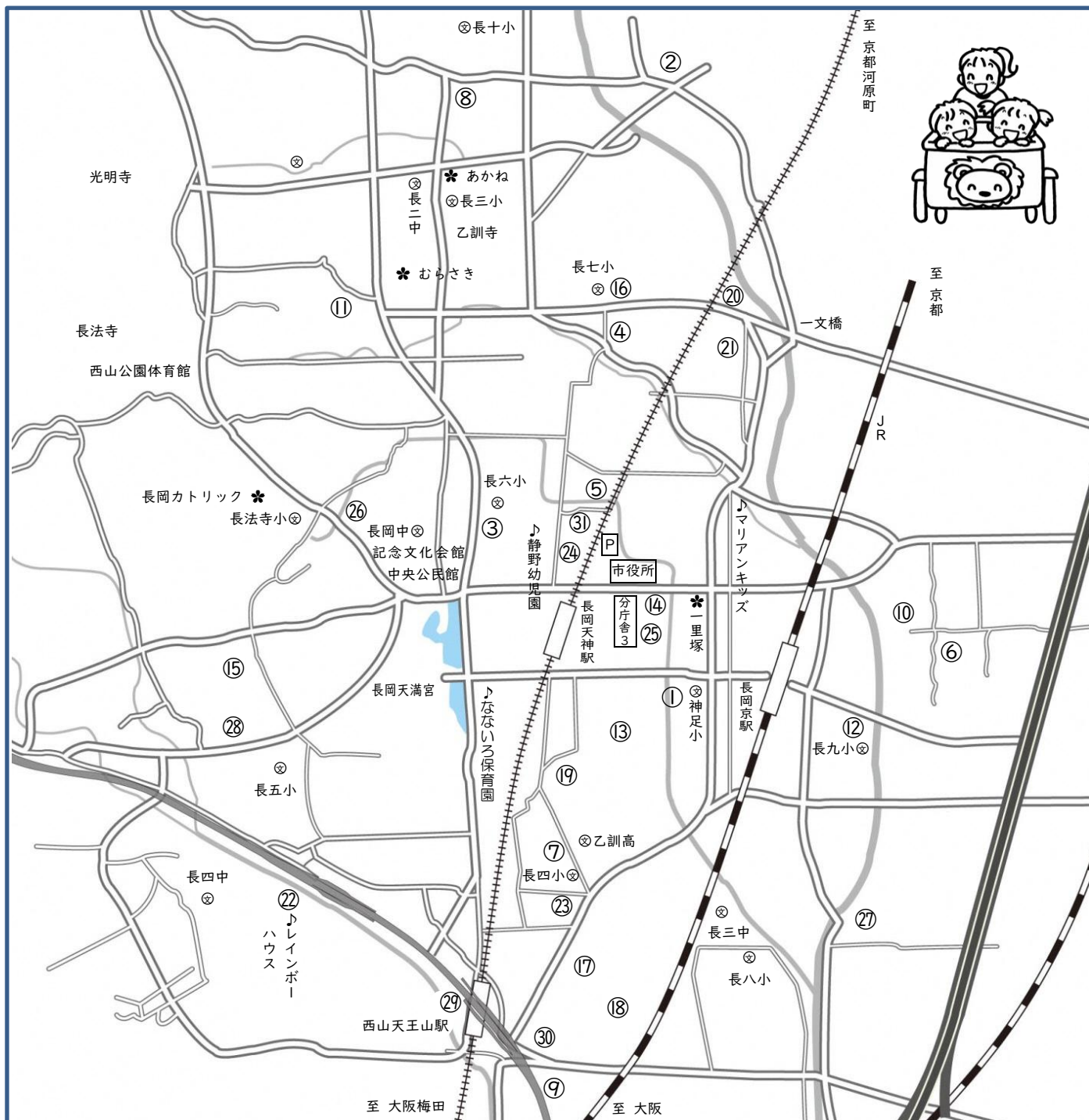
(3) 同一点数の場合の順位表(上位より決定)

No.	事 由
1	【事由間の優先順位】 ⑤災害復旧＞③疾病・障がい＞④介護＞②妊娠・出産＞①就労＞⑦就学＞⑥求職活動＞⑨育児休業(転園のみ)
2	当該保育施設の希望順位が高いもの
3	令和7年度以前に深田保育所又は家庭的保育園ビキニーハウス入所の児童が、仮園舎又は施設移転を理由に転園を希望する場合(※15)
4	【就労事由の優先順位】 両親の就労証明書上の勤務時間の合計が長いもの＞単身赴任者＞両親の自宅から勤務地までの直線距離の合計が長いもの＞自営業・居宅内就労者等
5	世帯の市民税額(4月～8月入所は前年度市民税、9月～翌年3月入所は当年度市民税)の低い世帯

10. 認可保育施設一覧表（令和8年9月現在）

	No.	名 称	所 在 地	電話番号	入 所 連 携 施 設	定 員	入所可能 年齢 (※1)	駐 車 場	布 団 貸 出	保育料以外に必要な費用(予定) (※3) 掲載している費用はあくまでも例示であり、費用の一部です。
公立 保 育 所	①	開田 保育所	神足3丁目2-20	954-1177	—	180	6か月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者*):6ヶ月分11,880円 *取扱業者と直接契約
	②	滝ノ町 保育所	滝ノ町2丁目2-26	954-5324	—	120	6か月児～	×		
	③	新田 保育所	長岡2丁目3-2	952-4244	—	180	6か月児～	○		
	④	深田 保育所【注1】	野添2丁目3-3	955-2588	—	120	3か月児～	×		
民間 保 育 園	⑤	ゆりかご 保育園	長岡1丁目17-15	954-6410	—	105	生後57日目～	○	○	・ふとんリース代:月額1,600円
	⑥	きりしま 保育園	神足森本13-1	955-5480	—	130	3か月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者):月額2,000円
	⑦	きらら 保育園	友岡1丁目2-3	959-0150	㉔	60	6か月児～	○ 1台	○	詳細は園にお問い合わせください。
	⑧	西山井ノ内 保育園	井ノ内南内畑34-6	205-5310	—	60	5か月児～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。
	⑨	ひまわり 保育園	調子2丁目88-1	205-5337	㉔	72	生後57日目～	○	×	・布おむつリース代1枚30円
	⑩	さくらんぼ 保育園	神足垣外ヶ内1	953-5885	㉔	150	6か月児～	○	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑪	長岡京コペル 保育園	栗生田内41	951-1517	—	110	6か月児～	○	×	・コペル教育費:月額2,000円 ・月刊絵本代:470円(予定) ・給食費:1,700円～6,800円
	⑫	こうたり 保育園	東神足2丁目17-2	950-1520	—	130	3か月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者):月額2,000円 ・駐車場代(利用者):月額2,000円
	⑬	西山竹の台 保育園	開田4丁目30-8	201-0146	—	80	5か月児～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。
	⑭	長岡京にじいろキッズ 保育園	開田2丁目1-1 るりせれっとNAGAOKAKYO	950-8016	—	60	生後57日目～	○	○	・シーツ、タオルケットリース代:1,300円/月～2,200円、 ・入園時・進級時用品代、絵本代/月等
民間 認 定 こ ど も 園	⑮	海印寺 こども園	奥海印寺坂ノ尻2-5	954-5264	㉔	158	3か月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者*):月額1,370円 ・おむつサブスク(*) :月額2,500円 *取扱業者と直接契約 ・通園バス代(希望者):片道1,500円、往復3,000円
	⑯	今里 こども園	今里北ノ町35-2	955-7715	—	136	6か月児～	○ 1台31	○	・ふとんリース代:月額1,370円 ・通園バス代(希望者):往復3,000円(月額)
	⑰	友岡 こども園	友岡3丁目8-18	954-1820	—	164	6か月児～	○	○	・ふとんリース代(希望者):月額1,370円 ・おむつサブスク:月額2,400円
	⑱	めぐみ 幼稚園【注4】	調子1丁目1-19	954-7878	—	30 (予定)	1歳児～ (予定)	○	○	園舎建替準備費(予定):91,000円(入園手続き時のみ) 施設整備費:月額2,500円 教育充実費:月額390円～1,800円(学年により変動) おむつサブスク代(1歳児のみ):月額2,510円 布団の代わりにコートを無料貸し出し
民間 小 規 模 保 育 施 設 (2歳児まで)	⑲	小規模保育園 Cherry's Hug	竹の台15-9	959-7700	⑩	9	生後57日目～	×	×	詳細は園にお問い合わせください。
	⑳	小規模保育園 ひまわりっこ	一文橋2丁目34-9	952-4177	㉔	18	生後57日目～	○	×	・布おむつリース代:1枚30円
	㉑	家庭的保育園 ビキニーハウス【注5】	一文橋2丁目28-14 ※神足3丁目9-5へ移転予定	950-5104	—	16	生後57日目～	○	×	・個別送迎サービス:1回500円
	㉒	家庭的保育園 アヤナイハウス	下海印寺上内田18-1	959-0330	—	19	生後57日目～	○	×	・個別送迎サービス:1回500円
	㉓	NOZOMI保育園 友岡園	友岡1丁目20-5	874-6850	—	19	生後57日目～	○	○	・ふとんリース代:月額1,600円(夏季)2,500円(冬季)
	㉔	ほほえみ保育園 長岡京園	長岡1丁目1-11 コンフォートゼンビル1階	950-2117	—	19	生後57日目～	×	○	・絵本定期購入代:0歳児450円、1歳児440円、2歳児460円 ・布団リース代:月額1,700円
	㉕	ひかり保育園 長岡天神	開田2丁目7-1	951-7070	—	19	生後57日目～	×	○	・ふとんリース代:月額1,500円 ・その他の実費徴収についての詳細は園にお問合せ下さい。
	㉖	ニチイキッズ 長岡天神保育園	天神4丁目7-10 レジデンス長岡天神1階	959-5562	—	19	生後57日目～	○	○	・紙おむつ代:1枚80円(税別) (持参分がなくなった場合販売いたします。)
	㉗	いしはら保育室 長岡京	城の里27-4	950-1268	—	19	生後57日目～	○	○	・連絡ノート(乳児用、1～2才児用):各170円 ・出席ノート:年額320円 ・出席シール:年額250円 ・敷布団リース代:月額900円
	㉘	海印寺乳児園	奥海印寺三反畑10-2	959-9111	⑮	19	生後57日目～	○ 1台	○	・ふとんリース代:月額1,370円 *取扱業者と直接契約
	㉙	小規模保育園 アトリエ	友岡川原25-3	959-1002	㉔	19	生後57日目～	×	×	・ふとんリース代(希望者):月額1,760円
	㊱	手をつなごうあおき保育園 長岡京	調子1丁目24-21	925-9072	—	19	生後57日目～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。
	㊲	フリージアつむぎ保育園	長岡1丁目8-7 ベルメゾンナカムラ1階	963-5164	—	19	生後57日目～	○	○	詳細は園にお問い合わせください。

【注1・2】 現敷地で建替を予定しています。工事のため、令和9年度末頃に仮園舎(現:保健センター)に移転予定です。仮園舎は駐車場(数台)あり。
【注3】 深田保育所仮園舎工事により、駐車不可の時期あり。工事後の駐車場は数台。
【注4】 令和9年4月に幼稚園から認定こども園に移行予定です。土曜閉園予定です。
【注5】 令和9年度に別敷地へ移転予定です。詳細は、施設にお問い合わせください。



(注) ✿幼稚園 ♪認可外保育施設

保育方針、利用時間（特別保育期間や延長保育の有無など）、保育料以外の費用、自家用車での送迎の可否、アレルギー対応、発達支援保育、医療的ケア児支援保育の受入体制など、保育施設によって異なります。事前に見学を行うなど各保育施設にお問い合わせください。

- ※1 入所可能年齢については、実際の入所日は各対象日（月）を経過した次の入所日からとなります。
- ※2 駐車場の台数は限られておりますので、安全にご利用いただくようご理解・ご協力をお願いいたします。
自家用車での送迎や布団貸出の利用について、詳細は各保育施設にお問い合わせください。

※3 p.20に掲載している費用は令和8年9月現在の状況であり、変更の可能性があります。

また、あくまでも例示であり、費用の一部です。その他教材費・保育用品費・制服代等が保育施設によって必要となります。

なお、3歳児クラス以上の給食費（0歳児から2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。）につきましては、各施設で年度毎に見直しを検討しているため、詳細は各保育施設にお問合せください。